

 ご挨拶 

日本弁理士会中央知的財産研究所は平成8年度から活動を開始し、本年で25年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布するとともに、大学、裁判所、特許庁、弁理士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「知的財産と経済」をメインテーマとし、「知的財産競争とイノベーション」をサブテーマとした研究報告書を「別冊パテント第24号」として発行する運びとなりました。

「知的財産」は、我が国経済に大きな影響を与えることは明らかであるにも拘わらず、これまで、「知的財産」と「経済」との関連性を研究する研究者は少なく、研究論文等も少ないのが現状でした。中央知的財産研究所でも、「知的財産」についての法学的アプローチないしは技術的アプローチからの研究をテーマとしてきましたが、経済学的アプローチからの研究を手がけたことはありませんでした。

そこで、平成30年度からの研究テーマとして、「知的財産と経済」に関する研究を行い、今回、「別冊パテント第24号」の第1章において、その研究成果を発表することとなりました。この研究成果が、我が国経済の発展に知的財産が大いに貢献しているということを、社会にアピールする契機になることを願っております。また、今回の研究成果としての論文が、皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

また、令和元年11月に第17回公開フォーラムを「イノベーション推進に役立つ特許の保護対象—ソフトウェア・AI・ビジネス方法—」と題して開催しました。その内容を第2章として掲載いたします。ソフトウェア、AI、ビジネス方法を特許保護対象として如何に把握し保護すべきかについて奥の深い議論がなされており、こちらも皆様の研究や実務の一助になるものと考えますので、ご一読下さい。

当研究所としては、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、本研究に携わって頂いた多くの研究員の方々に対し改めて感謝を申し上げますとともに、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂きました一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様に対しても、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所
所 長 伊 丹 勝